

## 平成26年度木質チップに係る需給問題検討会議事録

開催日時：平成27年2月27日（金）14：00～16：30

場 所：大田区産業プラザ PIO コンベンションホール「梅」

出席者：国 関係： 農林水産省：林野庁木材利用課課長補佐 鈴木 綾子

国土交通省：公共事業企画調整課課長補佐 土肥 学

建設業課課長補佐 松原 寛

環境省：産業廃棄物課課長補佐 梶川 浩二

連 合 会 関 係

全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 鈴木 隆

関東木材資源リサイクル協会会長 藤枝 慎治

東海木材資源リサイクル協会会長 山口 昭彦

近畿木材資源リサイクル協会会長（代理）一瀬 省三

中四国木材資源リサイクル協会会長 片岡 重治

九州木材資源リサイクル協会会長 中山 智

ほか各地域協会役員、事務局員等 12名

各地域協会会員、全国連合会賛助会員 31名

報道関係 2名

（敬称略）

テーマ：「国への要望と木質チップを取り巻く最近の状況について」

### I あいさつ

1 主催者挨拶 全国木材資源リサイクル協会連合会 鈴木理事長

今回は公務ご多忙のところ、通算すると第5回になる「検討会」にご出席いただきありがとうございます。木質バイオマスに係る課題は、大震災に代表されるように、その年に応じてさまざまな課題を抱えながら大きく進展してきており、本年度も先日国に要望した事項を中心に、速やかに解決すべき問題がある。その時々に応じてこの場で真摯な議論を積み重ねてきた。

もちろんすぐ解決というわけにはいかないが、継続は力なりという言葉があるように、続けることにより光が見えることもある。

本日は、長時間になるが、国の方々も是非お付き合いいただき、少しでも前進することを祈念するとともに、全国からチップメーカー・ユーザーなど、関係する多くの方々が参集しているので、現場の生の声にも耳を傾けていただき、今後の施策の参考にしていただくことをお願いして、挨拶とします。

## 2. 国機関代表挨拶

環境省産業廃棄物課 梶川課長補佐

日ごろから木質チップの利活用を通じて、木質バイオマスの推進にご貢献頂いていることに感謝申し上げます。私は昨年この会にも参加しているので、ユーザー懇談会を含めると4回目の参加になる。

いずれも意義のある会という印象をもっているが、日常霞ヶ関にいてもデスクワーク中心になり、実際に事業を行っている現場の声が入ってこないもどかしさがあるが、この会では非常に参考になる意見を聴けることが貴重である。

マテリアル、サーマルのユーザー、地域の代表の方々が一堂に会し、様々な意見を出していただけるのをむしろ楽しみにしている。

すべて、ご要望通りというわけにはいかないが、立場を超えて議論することにより解決することもあるので、忌憚のないご意見を出していただくことを祈念して、国を代表してのあいさつに替えさせていただきます。

## II 出席者紹介

紹介者 弘山専務理事

以後の議題は、鈴木理事長の座長により進行する。

## III 議事

### 1 「国への要望」について

座長：まず、平成27年1月7日に提出した「要望書」について、現時点で答えられる範囲で、要望書の順に沿って各省庁から見解を述べられたい。

環境省：**廃棄物の種類**についてであるが、この要望はほぼ毎年要望を頂いている。産業廃棄物の区分は、適宜、見直しを行っており、一廃から産廃に区分が変わった例もある。この区分は、事業系の廃棄物のうち全国的に大量に排出しているものを産廃とし、それ以外の物を一廃とするのが原則であるが、その時々々の社会情勢の変化に応じて見直しを図る必要がある。したがって継続的に要望していただくことや、より具体的な形の要望にしていただければ検討対象になる可能性が高くなる。

**災害時の対応**については、要望は3点あるが、環境省では大規模災

害の発生を想定して災害廃棄物処理計画を策定すべく、地域ブロックごとに検討を始めている。

これらを踏まえた法令の改正についても検討に着手しており、今回の要望の趣旨もやがて何らかの方向が見えてくるものと考えている。

#### **外国人研修生の受け入れについて**

環境省が所管している研究機関があり、海外の研修生を受け入れているが、正式に受け入れ制度があるわけではない。

参考までに、JICAを通じて海外の研修生を受け入れている事例はあるので、こうした取扱いについても参考とされたい。

**バイオマス発電利用推進のための手続きの簡略化については**、廃棄物処理法の観点で述べると、保管基準に適合した範囲での保管施設の変更であれば変更届で済む。しかし、破砕機能力の増加を伴えば変更許可の対象になる。

このへんは、個別・具体的な案件ごとに検討すべき事項なので、事例があれば相談してほしい。

保管基準はリサイクルを前提とした保管であれば28日まで特例として認めているので、すでに緩和されていると言えるが、それ以外に特に支障のある事例があるのであれば、個別に協議願いたい。

**管理責任者制度の拡充については**、特管物は危険性、有害性から特に厳密な管理体制が求められていることから、管理責任者制度が定められている。それ以外の通常の廃棄物を扱う業者にまで上乘せする必要はないと考えているが、特にこの制度の上乗せが必要な事例があるのであれば、趣旨を聴いたうえで協議させていただきたい。

**無許可処理業者の排除については**、廃棄物処理は「安かろう悪かろう。」は許されないが、依然として不適正処理が行われている例があることは承知している。その点で、今回の要望はもっともと考えている。

廃棄物処理法では自治体に立ち入り権限があるので、より厳密な立ち入り検査、監視を実施するよう自治体に引き続き求めていきたい。

**軽油引取税の免税制度については**、所管が違うので、きちんとした回答ができないが、この制度では現在最終処分場が免税措置の適用になっている。この措置そのものが時限的なものであり、免税対象を審議した経緯があるので、現時点で対象を拡大することは相当困難だと思うが、担当部署に趣旨は伝えておく。

**廃棄物処理業における設備の取り扱いについては**、今回初めての要望だと思うが、減価償却年数に環境省が踏み込むことはできないので、ここではコメントできない。

設備更新については、能力に変更がなければスペックが最新のものになる場合でも、生活環境影響評価は免除される。

このことは、昨年5月に全国自治体の担当部局に文書で通知し、徹底を図ったところである。今後、自治体との協議の中で、このことと矛盾した事例が出てくればお知らせいただきたい。

**廃木材の地産地消の促進については**、地球環境保全上も必要なことと認識している。ただ、産業廃棄物の観点では、広域処理が原則であり、経済情勢の中で広く選択枝が許されている。

今後もこのことは、優先順位の上位として、引き続き広く呼び掛けていきたい。

**業種の認定については**、環境省で対応できることがあるかよくわからないが、廃棄物処理法上の業種分類は「日本産業分類」で分類しているので、その中で具体的に対応できることがあるのか、提案していただければ検討したい。

林野庁：「再エネ法」に基づく、木質バイオマス発電事業への利用促進については、現在のバイオマス証明の材の流通状況は、後ほど情報交換させていただきたいが、ガイドラインとQ&Aについては、質問や疑問が多く寄せられており、機会を捉えて見直し等を行うことも検討している。

一般廃棄物の果樹園の剪定枝の例は、問合せを頂けば、自治体の判断を前提に、一般木材扱いしている例を紹介している。

また、バイオマス発電事業の設備認定審査時には、燃料供給団体と都道府県の同席をお願いし、事前ヒアリングを行っている。

発電施設乱立防止については、年度末に申請が集中する傾向があり、都道府県の意見や木材供給者にヒアリングを実施した上で判断している。

小規模優遇と熱利用促進については、つい先日調達委員会から意見が出されたところであり、パブコメを経るが、意見どおり価格が決められることになると思われる。

バイオマス証明について、不適正な事例があるとのことは耳にしている。

ガイドラインについて罰則規定を設定することはできないが、個別事案があれば林野庁に相談いただければ、都道府県等の協力を得て調査することは可能である。

また、このような事例が多発するようなことになれば、何らかの対

応する体制や制度を整備することは検討していきたい。

**木質チップの品質確保については**、つい先日、木質バイオマスエネルギー利用推進協議会で品質規格を定めてプレスリリースした。これを活用することにより、諸問題が一定程度整理できると考えられる。

また、木質バイオマス関連施設の整備に関する各種支援については、都道府県の所管部署に相談いただきたい。

**森林整備等の補助金については**、時代と必要性等に応じて徐々に変化している。今後も社会情勢や意見等を踏まえて対応していくものと考えている。

国土交通省：**FIT制度に伴う建設系廃木材の活用については**、国交省としては建設リサイクル法を所管する部署として、マテリアル利用と、サーマル利用のバランスを確保しながら推進することを基本としている。

これまで 70 件程度のバイオマス発電事業の申請協議を行っているが、建設発生木材への再資源化推進へのマイナス影響がないかという観点から、自治体や関係団体からの意見を聴取しつつ、確認しているところである。

**CCA処理木材の取扱いの問題は**、建設現場からは、解体工事に伴って発生するものだが、CCAをはじめ有害物質の分別についてパンフレットや、通知により関係団体に周知を行っているところである。引き続き関係省庁とも連携を取りながら、周知を図る所存である。

また、処理についての新しい情報があれば、速やかにパンフレットに反映していきたい。

**建設業法の業種区分については**、要望の趣旨は日本産業分類の改正だと思われる。解体業の業種区分が新設されたことについては、建設業法の改正に伴い平成 28 年度から施行される見込みのものであり、要望内容は建設業法の業種区分とは異なり、国交省で所管する事項ではないと考える。しかし、今後当省で知り得る範囲で情報提供することはしていきたい。

資源エネルギー庁は欠席のため、事前に頂いた要望に対するコメントを事務局で読み上げた。

**再生可能エネルギーの固定価格買取制度については**、既存用途への影響についての考慮について、発電設備の設定に当たって、関係省庁に対して、木質バイオマスのマテリアル利用に著しい影響を及ぼさないよう必要な要件を満たしているかどうか協議を行い、その適切性を確認する

こととしており、建設系統の廃木材についても、既存用途における供給量ひっ迫や市況高騰が起こらないよう、引き続き確認を行う。

電力会社の協議中断に対する対応は、バイオマスを含む再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対して、一部の一般電気事業者が回答保留としていたが、バイオマス発電は他の再エネと違って、通常は燃料が貯留でき状況に応じて柔軟な運転を実施することができる調整電源であることから、原則として接続を受け入れ可能とすることとした。

果樹園の剪定枝等の扱いについては、剪定枝が一般廃棄物に該当するか否かは市町村の判断となる。一般廃棄物に該当しても固定価格買取制度の対象外とはならない。

木質バイオマス発電施設の乱立防止については、発電設備の認定に当たって、農林水産省に対して、木質バイオマスのマテリアル利用に著しい影響を及ぼさないよう必要な要件を満たしているかどうか協議を行い、その適切性を確認することとしており、森林・林業の再生と地域社会の再構築の中で限られた量の地域のバイオマスを生かせるよう、引き続き確認を行う。

小規模施設や熱利用施設の優遇措置については、小規模のバイオマス発電に対してのみ、発電出力が 2000 k w未満の設備であって、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用木材の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)を電気に変換するものについて、新たな区分を設けることとしている。

※平成 27 年 2 月 24 日の調達価格等算定委員会にて提案、同日より 3 月 11 日まで、パブリックコメント募集中

**補助金交付申請時の意見聴取については**、木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、事業内容が事業目的・交付要件に沿ったものであるか厳正な審査を行っており、この中で、補助金交付申請者が提出した木質バイオマス原料調達計画の審査も実施している。

座長：これまでの各省庁の見解に対しての質問はあるか。

Q：チップの保管基準について、発電用チップについての特殊性を勘案することはできないのか。特に、FITの事業者認定を取得するに当たり、林野庁のガイドライン上、最大 5 分類に保管場を区分する必要がある。その境界に擁壁等を設置しようとする、自治体によっては変更申請を求められることがあり、それがネックになって事業者認定を断念する例

が出ている。設備能力増強を伴わないこのような変更に対して、理不尽ではないか。

環境省：廃棄物処理法の観点では、今のようなケースは変更届で済む。

屋外の保管場であれば、飛散防止措置が必要になるので、その扱いについて一定の解釈があり得るが、自治体の指導要綱等での指導については、たびたび自治体に文書等で指導しているところであり、自治体側が法律に基づく指導であるとの見解があれば、環境省に相談してほしい。

Q： 排出事業者との契約で、縛りがきつい場合があり、特管物に限らず、管理責任者の配置が求められることがある。この辺の混乱を避けるためには、ある程度公的な資格制度が必要になっていると思われるがどうか。

また、木くず破砕設備は摩耗が早く、現状の公定減価償却期間は実態と相当かけ離れており、融資や、利子補給等で不利になっているという指摘があるがどうか。

林野庁： 木材加工関連機器は8年になっている。かつては8年から13年とまちまちであったが、統一すべきとの意見があり、数年前に統一されたと記憶している。

今、廃棄物処理設備は7年ではないかという声があったが、そうだとするとそれは他と比較して、むしろ短い方ではないか。

※注)確認したところ、廃棄物処理設備では、現状13年になっている。

Q： 地球温暖化対策という観点でも、地産地消の推進についての見解はどうか。

環境省： 地球温暖化対策は部署が違うので正式な回答はできないが、もちろん総合的に見て輸送による負荷を考えると廃棄物セクションとしても推進すべきと考える。

Q： 果樹園の剪定枝の取り扱いについての問題は、発電事業者がチップ購入価格をどう位置付けて、計画にどう盛り込むかが明確にされていないことである。これが整理されれば、運用がうまく廻るのではないか

東北エリアでは、市町村が一般木材として認めている例があり、これがマテリアル利用に影響を与えなければ、前例になると考えられる。

そこで、地域ごとの未利用材の供給見通しをどう推計し、バイオマス発電事業の認定を判断されているのか。

林野庁： 設備認定は、エネ庁を通じて協議され、未利用材と一般木質が含ま

れるものが林野庁に回ってくる。都道府県を越えて燃料を調達する例も最近では増えてきているが、多くは都道府県内であり、都道府県単位で資源利用の状況や見通しについて都道府県等から見解を示してもらい、判断している。

稼働後、計画とのかい離がないかは、エネ庁とも連携してチェックしていきたい。

Q： 発電所ありきですべてが回っているという印象がある。森林系の物を利用することがこの制度の目的であるとする、有価物にインセンティブを与える施策が必要である。それがないと廃材系に求めがちになり、既存用途にも悪影響を与えることになる。この辺をどう考えているのか。  
林野庁： 発電に注目が集まっているのは事実であるが、森林再生、林業の成長産業化の施策であるので、川上・川下のともに利益があるよう進めていきたい。

座長： 平成 27 年度の連合会の事業として、発電事業を含めた理想的なバイオマス利用のモデルを構築し、提案したいと考えている。

Q： 最近の新聞情報で、空き家解消対策が発表された。その対象が 820 万戸という数字も出されている。この施策の展開によっては、今後の廃木材の排出量にも大きな影響が出ることになるが、その根拠はどこにあるか。

国交省： 担当が違うので、正確な回答はできないが、昨年秋の臨時国会で空き家対策の特別措置法が成立している中で、そういった流れの中で調査し、2月26日に住宅局で報道発表したものと思われる。  
この調査結果は、国交省HPで確認することができる。

座長： 廃棄物処理業を今後どのような方法で産業分類の改正、または認知される方向に持って行ったらいいか、意見がある方はいるか。

藤枝副理事長： 全産連でも議論されていて、業法がどうあるべきかの議論に入っている。職業認知として資格や、優良認定、さらに脱法的行為への対応等、単に自主的というだけでは済まない、国と連携して対応しなければならない課題が多い。

廃棄物処理法とは別の新たな法律が必要だとの意見もあり、いずれにしてもこれから数年かけて検討しなければならない息の長い議論が必要だと思う。



外国人研修生の受け入れがスムーズになるかも、この一環の事項になると思われる。

事務局： 今回の要望の趣旨は、産業分類の見直し検討は、実態がかい離していると指摘のあった業種について、毎年総務省で実態調査を実施している。

その調査対象になる一步は、各省庁からの意見だと思うので、その点で支援願いたいという趣旨である。

今、副理事長から話のあった通り、息の長い話になるので、様々な側面で、支援、指導をお願いしたい。

## 2. 木質チップを取り巻く最近の状況について

座長： ここで、各業界を代表する方々から最近の木質チップの需給に関する件で、意見を頂きたい。

日本製紙木材㈱： これまで解体系を中心にチップを使ってきたが、最近この材が集まりにくくなっている。一部の工場では昨年の70%しか集荷できないところも出ている。すべてFITが原因とは言えないが無視できないし、危機感がある。

現在が過渡期だとは思いますが、今後PKSを導入することも含め、コスト面の再検討が必要になっている。

いずれにしても、国においては、既存産業への影響を最小限にすることを最優先に考えていただきたい。

東京ボード工業㈱： 間伐材を燃料にすることを前提にしている発電事業者が、主伐材や解体材の集荷に走っている例を聞く。

オリンピック等を見込むと、今後材の不足が見込まれる状況であり、燃料の由来については、厳密なチェックをお願いしたい。

住友林業㈱： 多くの方々が解体系の集荷に四苦八苦している状況である。製材系の皮付きチップもサーマル用途に回る例が多くなっている。一方で、抜根材は国有林であっても依然として山に放置されており、こういうものこそ国の施策でサーマル活用できるようにすべきではないか。

九州協会： バイオマス発電が乱立されていると言えるが、今後さらに計画があるようだと、そのすべてが成立するとは思えない。そこで、その計画をある程度公表して事前に調整する必要があるのではないか。

また、生木系の物は用途の適性に差があるので、使えるものを用途別に区分する作業がどうしても必要であるが、その点を考慮している発電事業者はほとんどないと言える。

林野庁： 我が方に協議がなされてくる範囲でいえば、年度末に設備認定の協議が多くなっていることは事実である。その中で具体的に上がってきているのは限られており、地域に偏りがあるという認識は持っていない。また、最近、自治体が木質バイオマス発電を誘致するという動きもあり、現時点ではその自治体との協議の中で、今あったご意見を反映していくつもりである。

また、国有林での残材等の扱いについては、民間の落札業者がどのような販売をするかによるところもあり、施策で誘導できることばかりではないが、今後の課題ととらえている。

座長： 建設リサイクル法がリサイクル率を上げたという点では、圧倒的な効果を生んだわけだが、それと比較しての今回の「再エネ法」についてはどう考えているか。

国土交通省： 建設発生木材は法施行以来、関係者の協力のおかげで順調にリサイクル率が目標に達している。

我々の認識では、その中での余裕分をF I Tに回すという理解で扱ってきているが、その中でも確かに地域によるひっ迫度の差は出てくる可能性はあり得るので、そのような事例が出てきたら、適宜ご連絡いただければ対応はしていきたい。

座長： 林野庁でF I T実績のデータベース化を検討しているとの話があるが、もしそれが実現すれば、その中で計画とのかい離や、既存用途への影響がチェックできるので、当連合会としても協力していきたいと思っている。：

国土交通省： 現状でもエネ庁では実績データを持っており、その集計結果はプレスリリースされており、それぞれの省庁で事前に審査した所管部分での調達計画と、実績の数字がどうなっているかはチェックできるかと思う。

座長： 2月24日付で出された調達価格等算定委員会の意見については、そのバイオマスに係る分だけ本日配布したが、3月11日までがパブリックコメントの提出期間になっているので、内容をよく読んで意見のある方は提出してほしい。

### 3. その他

座長： それ以外の最近の状況について、事務局から報告願いたい。

事務局： 一昨年 11 月から試行的に実施してきた木質チップの市場価格の公表については、大きな反響がある半面、問題点が指摘されたため、昨年 9 月からWGを設置して見直し作業に入り、12 月末に一応の作業を終え、本年 4 月からは新しい方式による、調査、公表を行うことになった。

また、2 年間にわたり木質バイオマスエネルギー利用推進協議会で検討してきた木質チップの統一規格については、結論を得てこの 2 月にプレス発表を行った。検討段階で、当連合会として述べてきた意見はほぼすべて反映される結果となり、プレス発表資料にも共同発表者として名を連ねている。この運用については、同協議会でも、当連合会でも次年度の課題として取り組んでいく予定である。

この規格の件を含む平成 26 年度の同協議会の成果報告会が 3 月 12 日(木)に開催されることになっており、当連合会の会員も多数出席する予定である。

さらに、本年 11 月に当連合会の NPO 法人化 10 周年と、現在申請中である認定 NPO 法人化が近く実現することを見越して、記念全国大会を開催する計画である。その際に、様々な形で各省庁にはご参加していただきたい。4 月からは実行委員会を組織して内容を検討することになっているので、内容が具体的になったら、改めてお願いにうかがいたい。

国土交通省： 全国大会というのは、毎年やっているユーザー懇談会を兼ねるのか、あるいはそれとは別に開催するのか。

事務局： そこまで決まっているわけではないが、恐らく兼ねることになると思う。

座長： それでは最後に、本日の検討会を通じての感想を、各省庁の出席者からコメントいただきたい。

国土交通省土肥補佐： 本日のように現場の実情を伺う機会は貴重であり、今やっている仕事と関係する話題が多く、とても参考になった。いつまで今のポジションにいるかわからないが、今後も是非連携していきたい。

国土交通省松原補佐： 全国大会にはぜひ出席させて頂きたい。

木材以外にも広く建設資材のリサイクルを推進しているところであり、自治体や民間工事での対応について、広く関心を持って協力願いたい。

また、本日のような意見交換はとても重要であり、これからも個別案

件についても含めて、連合会とは密に協議していきたいと感じている。  
環境省梶川補佐： 環境省全体で全国大会には対応させていただきたい。

今回も、貴重な意見を聴かせていただいて有意義であった。要望書全体でも環境省への要望件数が圧倒的に多く、それだけ関心が強いということの表れだと思う。

と同時に、毎年同じ要望がある一方、少しずつ新たな要望が出ていることもリアルな課題の推移が表れて興味深い。何年も同じ要望をしないで済むよう、少しでも前進するように努力していきたい。

林野庁鈴木補佐： あまり同じ団体と継続的に交流する機会がないが、全木り連の会議等には珍しく複数回出席させていただいている。

今回も、様々な意見を聴き、とても新鮮な情報交換の場であった。本日の意見を林野行政にもぜひ生かしていきたいので、引き続きよろしくお願ひしたい。

個別相談については、多忙に任せてごんざいに感じるられることもあるかもしれないが、真摯に対応するつもりなので、遠慮なくお寄せいただきたい。

座長： 長時間、休憩も取らず、熱心にご議論いただき、お疲れ様でした。  
これで、本日の検討会を終了します。

**閉会 16 : 30**

(文責:弘山)